

仁科川非出資漁業協同組合  
(内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則)

## 漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は仁科川非出資漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権内共第7号に係る漁業の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となって、水産動植物（あゆ、あまご、うなぎ、おいかわ）の採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁業区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア、漁種	イ、漁法	ウ、規模	エ、区域	オ、期間
あ ゆ	友釣り ドブ釣り (毛針釣り) (石川釣り)  餌釣り	掛針2段 4本以内  毛針流し は除く  赤虫の使用 は除く	基点19号西伊豆町仁 科川右岸河口に設置 した基標  基点20号西伊豆町仁 科川左岸河口に設置 した基標  基点第19号と基点 第20号を結ぶ線から 上流の仁科川本流及び 支流本谷川.白川.赤沢 の全区域	6月1日以後で 組合が定め公示 する日から  8月10日から  12月31日 まで
あまご	餌釣り 和式毛針釣 (テンカラ) ルアーフ釣り フライ釣り		同上	3月1日以後で 組合が定め公示 する日から 10月末日まで
うなぎ	餌釣り もじり		同上	6月1日～ 9月30日
おいかわ	餌釣り 和式毛針釣		同上	4月5月は 全て禁漁とする

※ 保護期間11月1日より11月30日まで岩谷戸堰堤より河口までを全魚  
禁漁とする。

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次表のア欄に掲げる漁種については、イ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。  
但し採捕した場合、再放流するものとする。

ア 漁業	イ 大きさ(全長)
あまご	15 cm 以下
うなぎ	20 cm "

(釣大会等のための遊漁の制限)

- 第5条 組合が釣大会等を開催するために一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。
2. 前項の釣大会等は年2回以内とする。
  3. 組合は、第1項の制限をしようとする場合、その10日前までにその旨を公示しなくてはならない。
  4. 前項の公示は町広報及び掲示板に公示するものとする。

(遊漁料の額および納付の方法)

第6条 第2条の規定により組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は、次のとおりとする。

ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料は、次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

ア 漁種	区域	漁具、漁法	遊漁料	
あゆ	全川	友釣 餌釣り 毛針釣り	1日	1年
あまご	"	餌釣り 毛針釣り ルアー・フライ釣り	全漁種 1000円	全漁種 6000円
うなぎ	"	餌釣り もじり		
おいかわ	"	餌釣り 毛針釣り	300円	2000円

2. ただし前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とする。
3. 5条にもとづく釣大会等における大会遊漁料は、第1項第2項にかかわらず大会実施要項によりその都度決定するものとする。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式(1)の遊漁証(以下「遊漁証」という)を交付する。

2. 遊漁者は遊漁をするときは、遊漁証を携持し且つ見える位置に付けなければならない。
3. 遊漁証は他人に貸与または、譲渡してはならない。
4. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2. 遊漁者は、次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

ア. 増殖の為の禁漁は岩谷戸堰堤から築地橋上流起伏堰までの区域において、  
11月1日～11月30日まで。  
(但し産卵状況により組合が定める日まで)

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行う事ができる。

2. 漁場監視員は漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、また  
以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合、遊漁者はすでに納付した遊漁料の払戻しの請求はできないものとする。

#### 附則

この規則は、令和6年6月7日から施行する。